

二戸市防災計画(震災対策編)

二戸市 防災対策室

目 次 (震災編)

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	401
第 2 節	計画の性格	402
第 2 節の 2	災害時における個人情報取り扱い	402
第 3 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	403

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	408
第 2 節	地域防災活動活性化計画	410
第 3 節	防災訓練計画	411
第 3 節の 2	通信確保計画	412
第 4 節	避難対策計画	413
第 5 節	要配慮者の安全確保計画	414
第 5 節の 2	食料・生活必需品等の備蓄計画	415
第 6 節	孤立化対策計画	416
第 7 節	防災施設等整備計画	417
第 8 節	都市防災計画	418
第 9 節	交通施設安全確保計画	420
第 10 節	ライフライン施設等安全確保計画	422
第 11 節	危険物施設等安全確保計画	426
第 12 節	地盤災害予防計画	428
第 13 節	火災予防計画	429
第 14 節	震災に関する調査研究	432
第 15 節	防災ボランティア育成計画	433
第 16 節	事業継続対策計画	434

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	435
第2節	地震情報等の伝達計画	445
第3節	通信情報計画	449
第4節	情報の収集・伝達計画	450
第5節	広報・広聴計画	453
第6節	交通確保・輸送計画	456
第7節	消防活動計画	457
第8節	県、市町村等応援協力計画	458
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	459
第10節	防災ボランティア活動計画	460
第11節	義援物資、義援金の受付・配分計画	461
第12節	災害救助法の適用計画	462
第13節	避難・救出計画	464
第14節	医療・保健計画	466
第15節	食料・生活必需品等供給計画	468
第16節	削除	469
第17節	給水計画	470
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	471
第19節	感染症予防計画	473
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	474
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	475
第22節	応急対策要員確保計画	476
第23節	文教対策計画	477
第24節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	478
第25節	ライフライン施設応急対策計画	479
第26節	危険物施設等応急対策計画	480
第27節	防災ヘリコプター活動計画	481
第28節	広域防災拠点活動計画	482

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	483
第2節	生活の安定確保計画	484
第3節	復興計画の作成	485

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、二戸市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事項を策定する。

なお、この計画は、これまで、本市における過去の地震災害の発生状況から、三陸沖を震源地とする地震（地震の規模はマグニチュード 7.5 以上）を想定していたが、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成 23 年 3 月 11 日の岩手県沖から茨城県沖までの広範囲を震源とする地震（東日本大震災）等の大規模な地震災害が発生している状況を踏まえ、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度 6 弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応出来る体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「二戸市地域防災計画」の「震災対策」編として市防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「二戸市地域防災計画」の本編に定めるところによる。

第2節の2 災害時における個人情報の取り扱い

【本編・第1章・第3節の2 参照】

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について、国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について、国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関又は指定地方公共機関

指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市、県

機 関 名	業 務 の 大 綱
二 戸 市	(1) 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災地の復旧、被災地域の復興に関すること。

岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締まりなど社会の秩序維持に関する事。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 (10) 市その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。
-------	--

2 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
二戸地区広域行政事務 組合消防本部 二戸市消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動に関する事。 (2) 救急救助業務に関する事。 (3) 災害予防対策の実施協力に関する事。 (4) 災害応急対策の実施協力に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
二 戸 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関係情報の収集及び通報に関する事。 (2) 緊急時の住民の避難誘導及び救助に関する事。 (3) 被災地の秩序維持に関する事。 (4) 交通規制に関する事。
農林水産省東北農政局盛 岡地域センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
国土交通省岩手河川国道 事務所 二戸国道維持出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事。 (2) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 (3) 直轄公共土木施設の復旧に関する事。 (4) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 (5) 災害対策支援に係る調整に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第9特科連隊岩手駐とん部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 (株) 二 戸 郵 便 局	(1) 災害時における会社の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株) N T T ド コ モ K D D I (株) ソ フ ト バ ン ク (株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保及び気象予報・警報の伝達に関すること (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社岩手県支部二戸市(地区)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配分に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社二戸駅 いわて銀河鉄道(株)二戸駅	(1) 鉄道施設の設備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
ジェイアールバス東北(株)二戸営業所	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
日本通運(株)二戸支店 (公社)岩手県トラック協会	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)二戸営業所	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。

(一社)二戸医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検死、身元確認及び処理に係る協力に関すること。
東日本高速道路(株)盛岡管理事務所	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速道路の災害復旧に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。
社会福祉法人 岩手県共同募金会二戸市分会	(1) 義援金の募集及び受付に関すること。
農業協同組合及び森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保あっせんに関すること。
商 工 会	(1) 商工業関係の県、市の実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (4) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院及び診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること
二戸地区広域行政事務組合	(1) 塵芥、し尿の処理に関すること。

危険物関係施設の管理
者

(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 震災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 震災に関する基礎知識
- エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 震災時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) 防災関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会の開催
- イ 広報誌の活用
- ウ 起震車等を利用した災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 自主防災活動に対する指導

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 避難指示（緊急）等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

エ 地震発生時における心得、避難方法

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去における主な災害事例

ケ 地震対策の現状

- (3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地ニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織等の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

(1) 通信情報連絡訓練

震災により、通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

震災により、通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

震災により、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

震災により災害が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

(5) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(6) 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第3節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

【本編・第2章・第4節の2・第2 参照】

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震による火災の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

市は、避難勧告等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

3 広域一時滞在

【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

第7 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第7 参照】

第5節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者の実態把握
【本編・第2章・第6節・第2・1 参照】
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
【本編・第2章・第6節・第2・2 参照】
- 3 避難誘導
【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】
- 4 避難支援等関係者の安全確保
【本編・第2章・第6節・第2・4 参照】
- 5 避難生活
【本編・第2章・第6節・第2・5 参照】
- 6 社会福祉施設等の安全確保対策
【本編・第2章・第6節・第2・6 参照】
- 7 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編・第2章・第6節・第2・7 参照】
- 8 外国人の安全確保対策について
【本編・第2章・第6節・第2・8 参照】

第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 市の役割

【本編 第2章・第6節の2・第2 参照】

第3 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

【本編 第2章・第6節の2・第3・1 参照】

2 事業所の役割

【本編 第2章・第6節の2・第3・2 参照】

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】

2 避難先の検討

【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】

3 救出方法の確認

【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】

4 備蓄の奨励

【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】

5 防災体制の強化

【本編・第2章・第7節・第3・5 参照】

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第3 公共施設等の整備

- 1 市は、道路施設、河川管理施設、砂防等施設等の公共土木施設について耐震性の確保に努める。
- 2 市は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- 3 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

第4 消防施設の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備充実し、常時点検整備を行う。

第5 防災用資機材等の整備

- 1 市は、大規模な災害において、市等が行う災害応急対策活動を実施するため、防災用資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
- 2 市は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、市内における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、土地区画整理事業等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県耐震改修促進計画」に準じて、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設

エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 県及び市所有施設の耐震強化

防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない県及び市所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとし、防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療器具等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の促進を図る。また、新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体に対し、設計、工法、管理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力に指導する。

特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検、補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

- (1) 公営住宅、改良住宅等の公営住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第5 土地区画整理事業等による都市整備

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実等を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査の推進を図る。
- (2) 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止措置の整備等、耐震補強の推進を図る。
- (3) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋が落下等により道路障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備の推進を図る。

- (1) 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

4 トンネルの整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

5 障害物除去用資機材の確保

【本編・第2章・第10節・第2・3 参照】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の耐震性の向上

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等の整備に努める。
- (2) 一定規模以上の地震が発生した場合に列車を早期に停止させる設備等を整備する。

(3) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実に努める。

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第10節・第3・3 参照】

第10節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備 (水力、地熱)		(1) 電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案のほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法により耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	電気設備の基準に基づき、設計する。
	地中電線路	(1) 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計基準」に基づき、設計する。 (2) 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 (3) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		(1) 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法により耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	電気設備の基準に基づき、設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

- 2 電気工作物の予防点検等
【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】
- 3 災害対策用資機材の確保等
【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

第3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

- 1 施設等の耐震性の向上
LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消化設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合、耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講ずる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	ア 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 イ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切り替えを行う。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置にあたっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

- 2 災害対策用資機材の確保等
震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。
- 3 防災広報活動
震災時における二次災害を防止等を図るため、平常時から需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。
 - (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
 - (2) ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

水道事業者は、計画的に水道事業の耐震化を図る。

貯水、取水 導水施設	ア 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、必要最低限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	ア 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、布設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

水道事業者は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人あたり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、非常用浄水装置の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	(1) 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 (2) マンホール蓋の点検を行い、飛散、磨耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 (3) 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
------	---

ポンプ場、 終末処理場	<p>(1) ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</p> <p>(2) 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</p> <p>(3) 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</p>
----------------	--

第5 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

1 設備の耐震性の向上

- (1) 電気通信設備及びその附帯設備（建設を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

○地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- (2) 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

○主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。

○主要な中継交換機を、分散配置する。

○主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

○重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

2 重要通信の確保

【本編・第2章・第11節・第5・2 参照】

3 災害対策用機器及び車両の配備

【本編・第2章・第11節・第5・3 参照】

4 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第5・4 参照】

5 電気通信設備の点検調査

【本編・第2章・第11節・第5・5 参照】

第 11 節 危険物施設等安全確保計画

第 1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第 2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- (1) 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設の所有者に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- (3) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- エ 地震動による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第5 参照】

第12節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な個所における必要な災害防止策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、指導等に努める。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

通常の地すべりは、土層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、悲惨な災害をもたらす場合がある。

本市の地すべり危険区域は（資料編 2-15-5）のとおりである。

2 土石流対策事業

最近における災害の特徴として、一見安定したような河状及び林相を呈している地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により土石流が発生し、人家集落が悲惨な被害を受けた事例が多い。

本市の土石流危険溪流区域は（資料編 2-4-3）のとおりである。

今後、土石流危険溪流区域は砂防工事等の促進に努める。

3 山地災害予防事業

近年開発が山地にも進んでいるため、災害の恐れが出てきている。本市における山地災害危険地域は（資料編 2-4-4）のとおりである。

4 急傾斜地崩壊対策事業

河岸段丘の地形になっていることから、急傾斜地での崩壊個所が点在している。急傾斜地崩壊危険個所は、（資料編 2-4-1）のとおりである。

- 5 市の危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

第3 宅地防災対策

- 1 都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等を検討していく。
- 2 関係機関と協力しながら防災パトロール等を実施し、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を指導し、宅地防災対策について万全を期する。

第13節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 出火防止等を重点とした講習会、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 出火防止又は火災の延焼防止を図るため、住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器(火災警報器)消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全住民を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検励行 エ 住宅用防災機器(火災警報器)の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防火指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第13節・第2・2 参照】

3 予防査察の強化

【本編・第2章・第13節・第2・3 参照】

4 防火対象物の防火体制の推進

【本編・第2章・第13節・第2・4 参照】

5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第13節・第2・6 参照】

第3 消防力の充実強化

大震災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる次項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署、分署への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第 14 節 震災に関する調査研究

第 1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

震災対策を総合的、計画的に推進するためには、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、検証及び科学的に調査研究し、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標としていく必要がある。

このため、防災関係機関は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図るものとする。

- 1 被害想定に関する調査研究
- 2 地盤に関する調査研究
- 3 建造物の耐震性に関する調査研究
- 4 避難に関する調査研究
- 5 大震火災に関する調査研究
- 6 その他必要な調査研究

第 15 節 防災ボランティア育成計画

第 1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受け入れ体制の整備に努める。

第 2 実施機関(責任者)

【本編・第 2 章・第 19 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第 2 章・第 19 節・第 3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの登録
【本編・第 2 章・第 19 節・第 3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第 2 章・第 19 節・第 3・3 参照】
- 4 関係団体等の協力
【本編・第 2 章・第 19 節・第 3・4 参照】

第16節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第20節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第20節・第3 参照】

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本計画

- 1 市その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における震災の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部各班間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 5 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、二戸市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は二戸市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

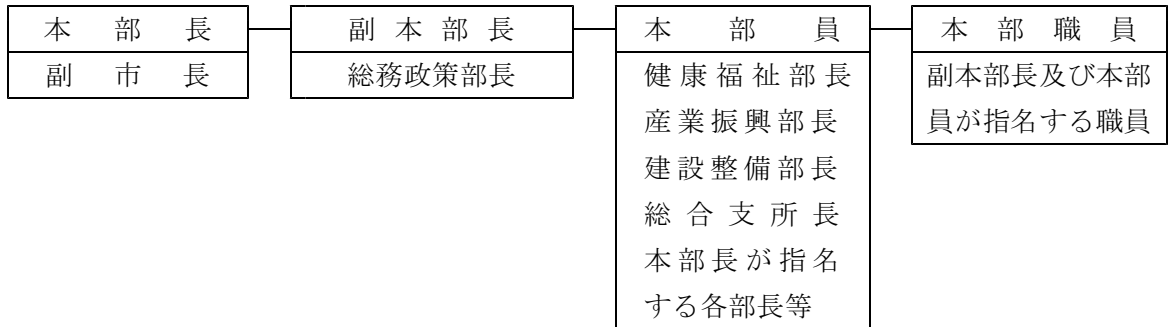
災害警戒本部は、「二戸市災害警戒本部設置要領」〔資料 3-1-1〕に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

市内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震に関する気象警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 震度等に関する状況及び被害発生状況の把握
- ウ 各地域の対応状況の把握
- エ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、各所管施設の被害状況把握を行う。

(5) 廃止基準

- ア 災害警戒本部は、本部長が、市の地域に震災が発生するおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- イ 本部長は、震災による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置し、震災応急対策を迅速、的確に実施する。
- (2) 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

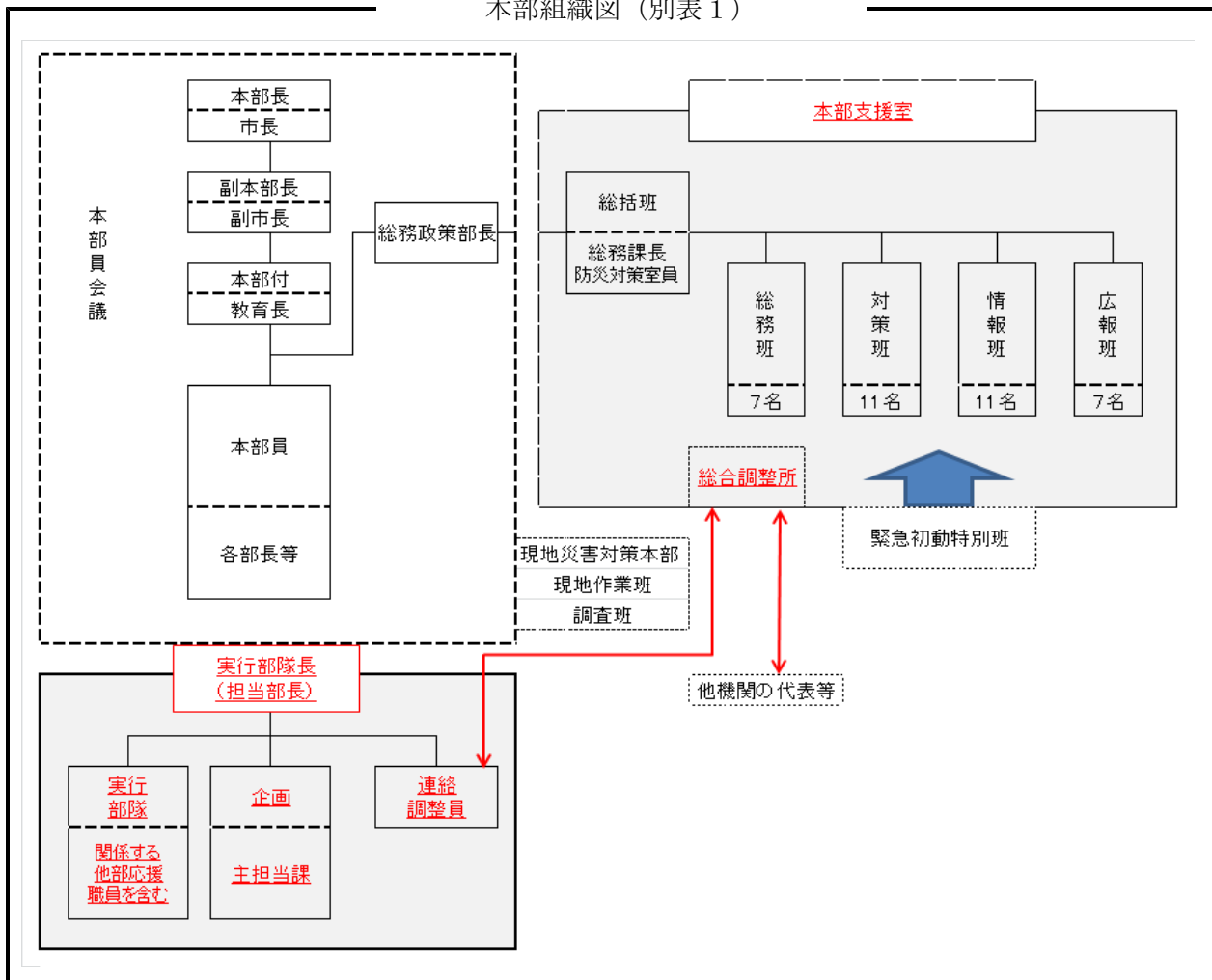
ア 設置基準

区 分	設 置 基 準
指定職員配備 (1号) 体制	① 市内に震度 5 強の地震が発生した場合
主査以上配備 (2号) 体制	① 市内に震度 6 弱の地震が発生した場合
全職員配備 (3号) 体制	① 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能を挙げて震災応急対策を講ずる必要があると認めたとき。 ② 市内に震度 6 強又は震度 7 の地震が発生した場合

イ 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

本部組織図（別表1）



(ア) 本部員会議

- 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部付、本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方针を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

(イ) 部（実行部隊）

- 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方针に基づき、災害応急対策に当たる。
- 本部支援室には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該内部の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

(ウ) 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、夜間、休日等の勤務時間外に地震により大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、設置する。
- 設置基準及び活動内容は、別に定める「二戸市現地災害対策本部設置要領」（資料編

3-1-3) による。

(エ) 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、感染症予防の指導その他の災害応急対策の実施又は指導にあたる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(オ) 緊急初動特別班

- 市本部長は、夜間、休日等の勤務時間外に地震による災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班は、本部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。
 - ・ 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
 - ・ 災害応急対策の実施に関すること。
 - ・ 国、県その他の関係機関との連絡調整に関すること。
 - ・ その他本部長が特に命ずること。
- 緊急初動特別班員に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務政策部長が毎年度、各部長等の同意を得たうえで指名する。
- 緊急初動特別班は、総務政策部長直属の組織とし、市本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の班で構成する。

(カ) 本部支援班

- 市本部長は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための本部支援班を設置する。
- 本部支援班の班員は緊急初動特別班の班員を充てるものとし、総務政策部長直属の組織とし、その構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

班 名	分 掌 事 務
総括班 【指揮・統制】	(1) 市災害対策本部支援室の指揮・総括 (2) 本部長の重要な意志決定に係る補佐 (3) 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 (4) 通信回線や通信機器の確保
総務班 【ロジスティック・受援】	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 県、地方支部その他の防災関係機関との連絡調整
対策班 【連絡調整】	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ、調整 (3) 各部の実施する災害応急対策の調整 (4) 市民からの要請の処理 (5) 災害応急対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡調整
情報班 【情報収集】	(1) 市における被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等の情報収集・伝達
広報班	(1) 報道機関に対する災害情報の発表

【広報】	(2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報
-------------	--

(キ) 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況等を調査し、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、総務政策部長が関係部長と協議の上、指名する。

ウ 分掌事務

- (ア) 災害対策本部の事務分掌は、別表4「災害対策本部各部事務分掌」のとおりである。
- (イ) 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 地震状況の把握及び分析 (2) 地震に関する気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難勧告、避難指示（緊急）及び避難誘導の準備
災 害 発 生 前	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 地方支部に市本部の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の市本部への派遣要請
	5 活動体制の徹底	(1) 市本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 被害速報の収集報告（人的及び住家被害情報の優先）
	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への

災 害 発 生 後		伝達 (5) 地震に関する情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照会
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害 応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備計画の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班 の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関 への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害 情報等の広報資料の収集
	4 救出救護対策	被災者の救出救護
	5 避難対策	(1) 避難勧告、避難指示（緊急）及び避 難誘導 (2) 避難勧告、避難指示（緊急）の放送 要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立世帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	7 県に対する応援要請	(1) 被災者の検索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用 資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティアの活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判 定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
	10 現地災害対策本部の設置並び	(1) 編成指示

後	に調査班及び現地作業班の派遣	(2) 編成 (3) 派遣		
	11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保		
	12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あつせん		
	13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あつせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あつせん		
	14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保		
	15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防用資機材の調達あつせん		
	災	16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 市立学校等施設の応急対策の実施	
		害	17 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 直営工事応急対策の実施 (4) 下水道応急対策の実施 (5) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
			18 県等への陳情要望対策	(1) 県等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県の動向把握及びその対策
	発	生	19 被災者見舞対策	(1) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣 (2) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置
20 被災者に対する生活確保対策			(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更正資金対策 (4) 農林復旧対策 (5) 租税等の減免対策 (6) 商工業復旧対策 (7) 土木公共施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配給	

エ 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

(ア) 本部長が、市の地域に震災が発生するおそれなくなったと認めるとき。

(イ) 本部長が、おおむね震災応急対策が終了したと認めるとき。

(3) 市災害対策本部設置の公表

市長は、二戸市災害対策本部を設置した場合は、県に報告するとともに、報道機関に公表するものとする。廃止の場合も同様とする。

(4) 市本部職員等の明示

本部職員を明示するため、腕章を交付する。

(5) 二戸市災害対策本部の位置

二戸市福岡字川又47番地

二戸市役所2階会議室

TEL 0195-23-3111

第3 職員等の動員配備体制

1 配備体制

(1) 市本部の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		配 備 人 員
災 害 警 戒 本 部		災害警戒本部設置要領に規定する職員とする
災 害 対 策 本 部	指定職員配備(1号)	災害警戒本部設置要領に規定する職員とする
	主査以上配備(2号)	係長・主査以上の全職員と、災害対策関係担当課職員
	全職員配備(3号)	全職員

(2) 後発災害の発生が懸念される場合は、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(3) 本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、電話、メール、口頭
勤務時間外	電話、メール、防災行政無線（全職員配備の場合は自主参集）

(2) 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、次の事項を定め、総務政策部長に報告するとともに、職員に周知徹底をする。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

(3) 動員配備指令伝達系統図は、別表2、別表3「職員等動員系統図」のとおりとする。

(4) 消防団の動員については、メール、防災行政無線等を活用する。

3 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに所属所に参集する。

4 所属所に参集できない場合の対応

(1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属所に参集できない場合は、「現地災害対策本部設置要領」に基づき、指定された参集場所に集合する。

- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに市本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第4 活動要領

1 配備計画

指定職員配備における活動は、情報収集及び伝達並びに広報活動が主体となり、その活動の要領はおおむね次のとおりである。

- (1) 市本部長は、配備体制の指令を、総務政策部長を通じて各部長に指令する。
- (2) 指定職員配備の構成員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害の発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、配備指令を待つことなく、直ちに所属の部長及び班長に連絡を取り、又は自らの判断によって参集する。

- (3) 総務政策部長は、気象庁が発表する地震情報等により、状況の把握を行う。

また、必要に応じ、県地方支部（未設置の場合は、二戸地域振興センター総務課）、二戸地区広域行政事務組合消防本部及びその他の防災関係機関と連絡を取り、地震に関する情報の収集に努める。

収集した情報のうち必要なものについては、各担当部長に通知する。

この場合において、応急予防措置を必要とするものについては、その内容を担当部長へ通知、又は要請する。

- (4) 各部長は、所掌事務に係る調査を実施する。
- (5) 各部長が所掌事務に係る情報を収集したときは、その内容を総務政策部長を通じ、市本部長へ報告する。

この場合において、応急予防措置を必要とするものについては、その内容を報告し、速やかに予防措置を講じる。

- (6) 各部長は、予想される災害に対応し、必要と認められる物資、機械、器具等の点検整備をし、直ちに被災地に配備できるよう措置する。

- (7) 総務政策部長は、災害に関する重要な情報及び各部がとった措置を逐次市本部長に報告する。

- (8) 指定職員配備につく職員は、別命あるまで各自の所属する課等において勤務する。

2 主査以上配備の活動

主査以上配備における活動は、指定職員配備の活動要領によるもののほか、おおむね次による。

- (1) 市本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、災害応急措置の総合的な方針を決定し、円滑な実施を図る。

- (2) 各部長はそれぞれ所掌する事務に従い、災害状況を調査、把握する。

- (3) 各部長は、事態の推移に対処し、必要な現場作業班を編成し、市本部長の命があるときは、直ちに派遣する。

- (4) 各部長は、災害に対し行った応急措置について、直ちにその状況を総務政策部長を通じて市本部長に報告する。

- (5) 総務政策部長は、適時報道機関に情報その他必要な事項を発表する。

3 全職員配備の活動

全職員配備における活動は、主査以上配備の活動要領によるもののほか、おおむね次による。

- (1) 市本部の全組織を集結し、住民の人命及び安全の確保と、災害状況の把握に努める。
- (2) 市本部長は、二戸市防災会議を招集し、総合的な災害応急方針を決定し、各防災関係機関全組織を集結し、総力をあげて応急活動にあたる。

4 各配備体制の活動マニュアルの作成

市本部長は、指定職員配備、主査以上配備及び全職員配備の活動要領について、活動マニュアルを作成し、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

第5 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対応できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 6 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

別表1、2、3、4

【本編・第3章・第1節・別表参照】

第2節 地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 地震等に関する情報（以下、本節中「地震情報等」という。）及び地震が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
市 本 部	地震情報等の受理、伝達
県 本 部	地震情報等の市等に対する伝達
岩手河川国道事務所 二戸国道維持出張所	地震情報等の関係機関に対する伝達
東日本電信電話(株)盛岡支店	地震情報等の市町村に対する伝達
盛岡地方气象台	1 地震情報の発表 2 上記情報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	地震情報等の放送

[市本部の担当]

部	班	担当内容
総務政策部	防災班	地震情報等の伝達、被害情報等の収集、広報

第3 実施要領

1 地震情報等の種類及び伝達

(1) 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報（警報）

(ア) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(イ) 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(ウ) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

(2) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速度	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 〔気象庁震度階級関連解説表 資料編 5-2-2〕
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波への影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震度要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する情報

2 伝達系統

地震情報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
地震に関する情報	気象庁	地震に関する情報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり。

3 伝達機関等の責務

- (1) 地震情報等の発表機関及び伝達機関は、発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、伝達先その他必要な要領を定める。
- (2) 地震情報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- (3) 伝達機関は、災害による通信設備が破損した場合においても、地震情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

4 市の措置

- (1) 市は、地震情報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 市は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- (3) 地震情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震情報の把握に努める。
- (4) 市は、防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する地震情報等の伝達手段を確保する。
- (5) 地震情報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	エ コミュニティーFM	キ 自主防災組織の広報活動
イ 電話	オ 警鐘	
ウ 広報車	カ 携帯端末の緊急速報メール機能	

5 防災関係機関の措置

- (1) 東日本電信電話(株)仙台情報案内センター
地震情報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。
- (2) 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

(3) その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体などに通知する。

6 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通知義務

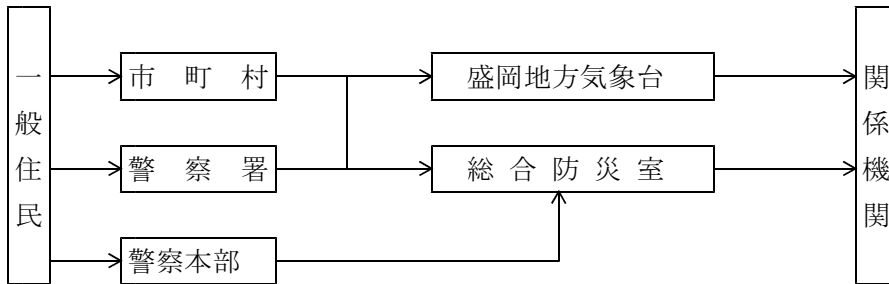
ア 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通知するよう努める。

(2) 市長等の通報先

通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

通報を要する地震に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

ア 市本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

イ 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

ウ 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、二戸警察署等関係機関と緊密に連絡を行う。

エ 市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| ① 職種及び人数 | ③ 応援機関 | ⑤ 携行すべき資機材等 |
| ② 活動地域 | ④ 応援業務の内容 | ⑥ その他参考事項 |

オ 市本部長は、被害状況を、県地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

カ 市本部長は、市内で震度5強以上を記録した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

キ 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

ク 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。

ケ 市本部長(消防機関の長を含む。)は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、ただちに消防庁及び県本部長に報告する。

コ 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、

災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

- ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ③ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
- サ 市本部長（消防機関の長を含む）は、地震により火災が同時多発し、或いは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により直ちに県本部長及び消防庁に報告する。
- シ 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話指定

市その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部優先電話使用）、電報、非常通信

イ 県本部と支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、電報、非常通信

ウ 他の防災関係機関と県本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、インターネット、専用電話、指定電話、電報、非常通信

エ 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

オ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

ウ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる

る手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報・広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連帯協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要援護者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		広報広聴活動の内容	
市 本 部	総務政策部	広報班	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市長等が実施した避難勧告、避難指示（緊急） 4 各災害応急対策の実施状況 5 災害応急復旧の見通し 6 二次災害の予防に関する情報 7 安否情報及び避難者名簿情報 8 その他必要な情報
	健康福祉部	福祉班	9 避難所の開設状況 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 生活関連情報 12 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 13 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
		保健班	14 医療所、救護所の開設状況
	建設整備部	建設班	15 道路及び交通情報
県 本			1 災害の発生状況 2 災害発生時の注意事項 3 市長等が実施した避難勧告、避難指示（緊急） 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

部	6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
---	--

実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容
岩手河川国道事務所	1 災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部 (二戸市地区)	1 義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会	1 防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人 岩手県共同募金会二戸市 分会	1 義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	1 地震情報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難勧告等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株) 東北支社盛岡管理事務所	1 高速道路の被災状況及び交通規則の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社二戸駅 いわて銀河鉄道(株)二戸駅	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)二戸営業所	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報

(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社 (株)毎日新聞社 (株)読売新聞社 (株)河北新聞社 (株)デーリー東北新聞社	1 避難勧告等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難勧告等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
ジェイアールバス東北 (株)二戸営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者への情報提供
カシオペアFM	1 災害及び防災に関する情報

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市本部長その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 交通確保
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 緊急輸送
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動については、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通路不能及び電話の断線や幅輦による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 関係機関との連絡協力
【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】
- 4 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】

第8節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協定を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 市その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、震災時において、協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・1 参照】
- 2 防災関係機関の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・2 参照】
- 3 団体等との協力
【本編・第3章・第9節・第3・3 参照】
- 4 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・4 参照】
- 5 経費の負担方法
【本編・第3章・第9節・第3・5 参照】

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 市本部長は、市の組織等を総動員しても応急対策の実施が不可能又は困難であり、人命又は財産を保護するため、自衛隊の部隊組織による活動又は自衛隊の保有する機械の活用が必要であり、効果的であると認められる場合自衛隊の派遣要請を行う。
- 3 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受入れ体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 災害派遣命令者
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手続
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受入れ
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第10節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付け、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】
- 4 ボランティア等に対する補償制度
【本編・第3章・第11節・第3・4 参照】

第11節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

1 義援物資

【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】

2 義援金

【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】

3 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第12節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、震災時において災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用基準に達する被害が発生した場合には、法の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

1 法適用の基準

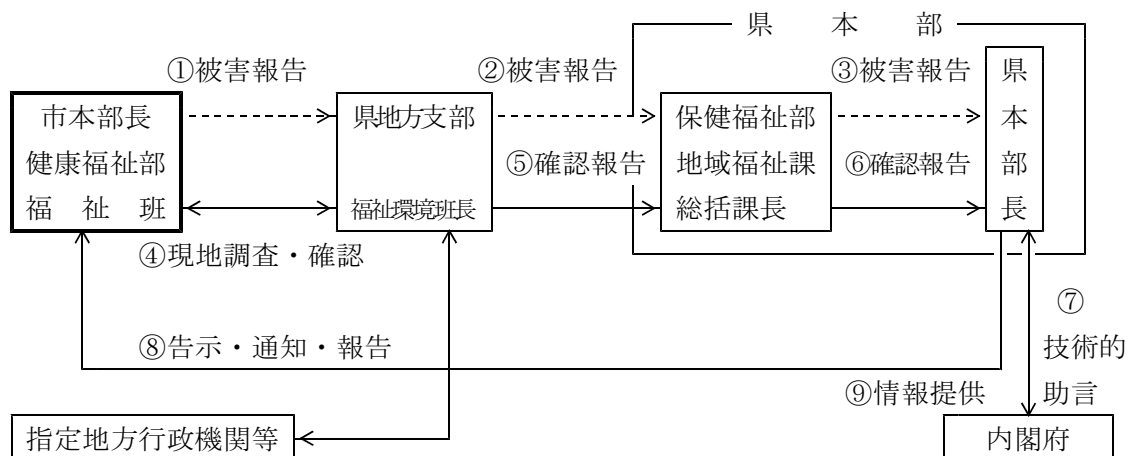
【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 法適用の手続

(1) 市本部長の措置

- ア 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に報告する。
- イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。
- ウ 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

災害救助法適用の手続き



3 救助の実施

【本編・第3章・第13節・第3・3 参照】

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第13節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
食料、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第15節「食料、生活必需品等供給計画」
医療及び助産	第14節「医療・保健計画」
災害にかかった者の救出	第13節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教対策計画」
行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬	第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び人件費	第22節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第13節・第3・4 参照】

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難勧告等
【本編・第3章・第14節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第2・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第2・3 参照】
- 4 避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 避難勧告等
【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第3・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】
- 4 避難場所の開設
【本編・第3章・第14節・第3・4 参照】
- 5 避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第3・5 参照】
- 6 帰宅困難者対策
【本編・第3章・第14節・第3・6 参照】
- 7 避難所以外の在宅避難者に対する支援
【本編・第3章・第14節・第3・7 参照】
- 8 広域一時滞在
【本編・第3章・第14節・第3・8 参照】

9 住民等に対する情報等の提供体制

【本編・第3章・第14節・第3・9 参照】

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第15節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 医療救護班の編成
【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】
- 2 現場医療救護所及び救護所の設置
【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】
- 3 医療救護班の活動
【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】
- 4 医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】
- 5 広域災害・救急医療情報システムの整備
【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

第4 後方医療活動

- 1 医療機関の防災能力の向上
【本編・第3章・第15節・第4・2 参照】
- 2 災害拠点病院の活動
【本編・第3章・第15節・第4・3 参照】
- 3 災害拠点病院以外の医療機関の活動
【本編・第3章・第15節・第4・4 参照】

- 第5 傷病者の搬送体制
 - 1 傷病者の搬送の手続
【本編・第3章・第15節・第5・1 参照】
 - 2 傷病者の搬送体制の整備
【本編・第3章・第15節・第5・2 参照】

- 第6 個別疾患体制
 - 1 人工透析
【本編・第3章・第15節・第6・1 参照】
 - 2 難病等
【本編・第3章・第15節・第6・2 参照】

- 第7 災害中長期における医療体制
【本編・第3章・第15節・第7 参照】

- 第8 災害救助法を適用した場合の医療・助産
【本編・第3章・第15節・第8 参照】

- 第9 愛玩動物の救護対策
【本編・第3章・第15節・第9 参照】

- 第10 整備すべき書類
【本編・第3章・第15節・第10 参照】

第15節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 震災時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】
- 2 物資の種類
【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第3章・第16節・第3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第3章・第16節・第3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第16節・第3・8 参照】
- 9 整備すべき書類
【本編・第3章・第16節・第3・9 参照】

第 16 節 消除

第17節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者等に対する給水を迅速かつ円滑に供給できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備等する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第18節・第3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

6 実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第3章・第18節・第3・6 参照】

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 震災により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県 本 部	1 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 2 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務政策部	総 務 班	県及び他の市町村等に対する応援要請
建設整備部	建 設 班	1 県本部長が行う応急仮設住宅の供与に対する協力 2 被災住宅の応急修理の供与対象者の調査及び選考 3 被災住宅の応急修理に要する資機材等の調達 4 被災住宅の応急修理に係る設計、施工、監理 5 被災住宅の応急修理等に係る相談の受付対応 6 公営住宅等の入居あっせん 7 被災宅地の危険度判定 8 被災建築物の応急危険度判定 9 被災者に対する住宅情報の広報

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】
- 2 住宅の応急修理
【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】
- 3 公営住宅等への入居のあっせん
【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】

4 被災者に対する住宅情報の提供

市本部長は、応急仮設住宅への入居手続き、被災住宅の応急修理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 建築物の応急危険度判定

市本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため次の措置を行う。

- (1) 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
- (2) 地図の提供
- (3) その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

市本部長は、被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講ずる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

2 感染症予防用資機材の調達

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 感染症情報の収集及び広報

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

4 感染症予防活動の実施

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

5 実施方法

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

6 防疫活動状況等の報告

【本編・第3章・第20節・第3・6 参照】

7 整理すべき書類

【本編・第3章・第20節・第3・7 参照】

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】
- 3 障害物除去
【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】
- 4 災害救助法を適用した場合の障害物除去
【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】
- 5 整理すべき書類
【本編・第3章・第21節・第3・5 参照】

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 遺体の收容

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 遺体の埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】

5 遺体埋葬の広域調整

【本編・第3章・第22節・第3・5 参照】

6 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・6 参照】

7 実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第3章・第22節・第3・7 参照】

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

第3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

3 労務、資機材等の提供要請

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

4 要員に対する従事命令等

【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

6 確保状況報告及び整備すべき書類

【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

1 学校施設の対策

【本編・第3章・第24節・第3・1 参照】

2 教職員の確保

【本編・第3章・第24節・第3・2 参照】

3 応急教育の留意事項

【本編・第3章・第24節・第3・3 参照】

4 学用品等の給与

【本編・第3章・第24節・第3・4 参照】

5 授業料等の減免及び育成資金の貸与

【本編・第3章・第24節・第3・5 参照】

6 学校給食の応急対策

【本編・第3章・第24節・第3・6 参照】

7 学校保健安全対策

【本編・第3章・第24節・第3・7 参照】

8 その他文教関係の対策

【本編・第3章・第24節・第3・8 参照】

9 被災児童、生徒の受入れ

【本編・第3章・第24節・第3・9 参照】

10 実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第3章・第24節・第3・10 参照】

第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉の確保と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、治山施設等（以下、本節中「公共土木施設」という。）について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第26節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第26節・第1・3 参照】

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第26節・第2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第26節・第2・3 参照】

第25節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、震災時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した震災における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 市は、その収集した航空写真等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第2 実施機関（責任者）

- 1 電力施設
【本編・第3章・第27節・第2・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】
- 3 上下水道施設
【本編・第3章・第27節・第2・3 参照】
- 4 電気通信施設
【本編・第3章・第27節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第3章・第27節・第3・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第3章・第27節・第3・3 参照】
- 4 下水道施設
【本編・第3章・第27節・第3・4 参照】
- 5 電気通信施設
【本編・第3章・第27節・第3・5 参照】

第26節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 市本部長は、危険物災害の特殊性に鑑み、消防機関等を活用して災害の拡大防止又は発生防止等、被害軽減のための必要な措置を講ずる。
- 3 消防機関の長は、消防計画の定めるところにより応急活動を実施する。
- 4 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関（責任者）

【第3章・第28節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 施設責任者の措置
【第3章・第28節・第3・1 参照】
- 2 市本部長の措置
【第3章・第28節・第3・2 参照】
- 3 消防機関の長等の措置
【第3章・第28節・第3・3 参照】

第27節 防災ヘリコプター活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【第3章・第30節・第2 参照】

第3 実施要領

1 活動体制

【第3章・第30節・第3・1 参照】

2 活動用件

【第3章・第30節・第3・2 参照】

3 活動内容

【第3章・第30節・第3・3 参照】

4 応援要請

【第3章・第30節・第3・4 参照】

5 受入体制

【第3章・第30節・第3・5 参照】

第 28 節 広域防災拠点活動計画

第 1 基本方針

県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。

第 2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内に震度 6 弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3 号）が発令された場合

2 広域防災拠点の開設

【本編・第 3 章・第 32 節・第 2・2 参照】

3 広域防災拠点の運営

【本編・第 3 章・第 32 節・第 2・3 参照】

4 廃止基準

【本編・第 3 章・第 32 節・第 2・4 参照】

第 3 広域防災拠点

1 後方支援拠点

【本編・第 3 章・第 32 節・第 3・1 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定の促進

【第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

【第4章・第2節・第5 参照】

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【第4章・第3節・第3 参照】

第4 災害記録編纂計画

【第4章・第3節・第4 参照】